

台風19号計画運休、職場問題を解決しよう！②

交通手段がないのに 出勤させて、しかも労外！

10月12日は終日運休となる線区がありましたが、地域によっては、台風の通過時間を勘案して朝の通勤時間帯のみ運行した線区もありました。問題となった一例をあげます。

東京第二運輸所の管理者は、12日に出勤する社員に対して、前日（11日）の22時頃に電話で「明日は21時の出勤」と命じました。当然ですが、12日は計画運休で21時を目途に出勤するための交通手段はありません。会社はそれを知っていて、早朝に家を出るように「お願い」をしたのです。「指示」ではありません。列車に乗り遅れ21時まで間に合わなかった場合は、多くの社員が出勤遅延あるいは欠勤にされてしまうと思うでしょう。会社は上手く言い逃れをしたといえます。

朝出勤した社員は、21時まで何時間も職場で時間を潰しました。その時間は労働時間ではありません。在来線では、出勤した時間から待機時間として、労働時間にした職場がありました。

本来なら出勤命令をしたということで労働時間にすべきではないでしょうか。あるいは、交通手段がストップ＝通勤不能ということで、就業規則第78条第1項4号を適用し「障害休暇」とすべきではないでしょうか。

職場によってまちまちな勤務の取り扱いが明らかになりました。会社は昨年の台風災害を教訓化したのでしょうか？それとも今回の東京第二運輸所における扱いは、微々たる人件費節約のためでしょうか？

JR東海労は、社員にとって理不尽な扱いを許さないために今後も闘います。

